

## 私立学校経常費補助金交付要領（小・中・高等・中等教育学校）

### 第1章 通 則

この交付要領は、私立学校経常費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、私立学校経常費補助金（以下「補助金」という。）の算出方法等その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 補助対象の範囲

補助対象の範囲は、学校の運営に要する経常的経費で、学校法人会計基準の処理標準（平成9年3月18日付総第1405号）に規定する人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出及び設備関係支出のうち、次に掲げるものとする。

ただし、国又は地方公共団体等の補助金の対象となったもの、後援会、財団その他からの寄附又は貸付けの対象となった経費、教材費、冷暖房費等生徒等から目的徴収している経費及び法人本部に係る経費を除くものとする。

#### 1 人件費支出

教員人件費、職員人件費

ただし、退職金、所定福利費の一部及び専ら補助活動事業等に従事する職員（スクールバス運転手、売店・食堂従事者、寮母等）の人件費を除く。

#### 2 教育研究経費支出

消耗品費、光熱水費、旅費交通費、福利費、通信運搬費、印刷製本費、消耗図書費、修繕費、損害保険料、賃借料（契約の相手方が当該法人の役員等でないものに限る。）、報酬・委託・手数料、生徒活動補助金

#### 3 管理経費支出

消耗品費、光熱水費、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、消耗図書費、修繕費

#### 4 設備関係支出

教育研究用機器備品費及びその他の機器備品費（1個又は1組の価格が100万円未満のもの）、図書費

### 第3章 補助金の算出方法

交付要綱第2条の規定による知事が別に定める補助金交付額の算出方法は、次のとおりとする。

#### 第1節 小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校全日制課程

##### 1 補助金

学校別の補助金は、標準的運営費に補助率を乗じて算定するものとし、高等学校全日制課程においては、生徒納付金の低減状況及び教育環境の充実状況に応じて加算する。

##### (1) 標準的運営費

標準的運営費は、教職員費、生徒費、学校共通費のそれぞれの基準単価に、各学校の基礎数値を乗じて算出する。

## ア 基準単価

### (ア) 教職員費

岡山県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」による公立学校教職員の平均給料月額を基に、教職調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当、義務教育等教員特別手当を含めた標準的な年収額を算定し、これに私学共済短期給付、介護掛金、子ども・子育て拠出金、雇用保険及び労災保険料に係る学校法人負担分の一部を加えたものを教職員費算定の基準単価とする。

### (イ) 生徒費

文部科学省地方教育費調査（岡山県分）の学校教育費の中から、「その他の職員給与（補助活動職員を除く。）」、「教育活動費」、「補助活動費」を使用し、生徒費の基準単価とする。

### (ウ) 学校共通費

文部科学省地方教育費調査（岡山県分）の学校教育費の中から、「修繕費」、「その他の管理費」、「所定支払金」、「設備・備品費」、「図書購入費」を使用し、学校共通費の基準単価とする。

## イ 基礎数値

基礎数値は、標準教職員数及び生徒数を用いることとし、それぞれ各学校の交付年度の5月1日現在の数値とする。

### (ア) 標準教職員数

標準教職員数は、小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）」、高等学校又は中等教育学校の後期課程については「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）」に定める方法により算出する。

ただし、本務教職員数（本務教員に換算した非常勤講師数を含み、実習助手等教育の補助に携わる職員を除く。）が標準教職員数を下回った場合は、当該教職員数とする。

#### a 本務教職員

##### (a) 本務教員

本務教員とは、補助の対象となる学校に、専任の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭又は講師として雇用され、次の各号の全てに該当する者。

ただし、休職等により、正規給与から減額のある者を除くものとする。

##### ㉑ 当該学校における勤務を本務（週5日以上勤務）とすること。

（同一の学校法人が設置する補助の対象となる複数の学校を兼務する場合であって、その勤務の合計が週5日以上である場合を含む。）

##### ㉒ 当該学校の相当の普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を有している（校長、副校長及び教頭を除く。）こと。

㉔ 日本私立学校振興・共済事業団に加入していること。

(私立学校共済制度の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者へ移行した場合を除く。)

(b) 本務職員

本務職員とは、補助の対象となる学校に、専任の事務職員として雇用され、次の各号の全てに該当する者。

ただし、休職等により、正規給与から減額のある者を除くものとする。

㉕ 当該学校における勤務を本務（週5日以上勤務）とすること。

(同一の学校法人が設置する補助の対象となる複数の学校を兼務する場合であって、その勤務の合計が週5日以上である場合を含む。)

㉖ 学校の事務を主たる業務とすること。

㉗ 日本私立学校振興・共済事業団に加入していること。

(私立学校共済制度の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者へ移行した場合を除く。)

(c) 非常勤講師

非常勤講師とは、当該学校の教員の相当免許状を有し、又は教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第3条の2に規定する免許状を要しない非常勤講師として届け出を行い、補助の対象となる学校に非常勤の講師として雇用される者とする。その場合、各学校ごとの授業時間数1週間当たり40時間をもって本務教員1人として算定する。

(イ) 生徒数

「各学年の入学年度の第1学年収容定員を合計した数」と「交付年度の5月1日現在の在籍生徒数」を比較していずれか少ない数（以下「定員内実員数」という。）とする。

(ウ) 基礎数値の特例

小学校及び中学校の基礎数値について、以下の特例を設ける。

(a) 10月1日現在の数値

交付年度の10月1日現在の生徒数が、不登校などの生徒の受入のため交付年度の5月1日現在の生徒数に比べ10%以上増加している場合は、その生徒数の増分及び生徒が増加したことに伴う標準教職員数の増分についても経常費補助金の算定に含むこととする。

(b) 1月10日現在の数値

交付年度の1月10日現在の生徒数が、不登校などの生徒の受入のため交付年度の5月1日現在の生徒数に比べ10%以上増加し、かつ、10月1日現在の生徒数よりも増加している場合も、上記(a)と同様とする。

ただし、10月2日以降1月10日までの生徒数や標準教職員数の増加に対する補助金は、通常の2分の1の割合とする。

(2) 補助率

2分の1以内

(3) 生徒納付金の低減状況による加算（以下「安心就学加算」という。）

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）全日制課程において、入学時納付金及び3年間の月額納付金（授業料、施設費等）を低額に設定することで、保護者負担を低減させ、次の条件を満たしている高等学校に対して、標準的運営費に補助率を乗じた金額に下表上段の割合を乗じた金額を加算する。

また、国の私立高等学校過疎対策特別補助金の過疎地域要件に該当している地域に設置されている高等学校については、下表下段の割合を乗じた金額を加算する。

ア 当該学校の生徒納付金が、県の私立高等学校（全日制）の平均生徒納付金額の90%未満であること。

県の私立高等学校(全日制)の平均生徒納付金額に対する率	80%以上 ～90%未満	70%以上 ～80%未満	70%未満
増額する率	3%	5%	7%
増額する率(過疎地)	6%	10%	14%

注) 平均生徒納付額は前年度の生徒納付金に基づき算出する。

(4) 教育環境の充実状況による加算（以下「教育環境充実加算」という。）

高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）全日制課程において、生徒がより安全、快適な環境で学ぶことができるよう、教育環境の充実に取り組み、次の条件を満たしている高等学校に対して、標準的運営費に補助率を乗じた金額に下表の割合を乗じた金額を加算する。なお、加算割合の適用に当たっては、別途定める「教育環境充実加算の適用基準」によるものとする。

ア 学校施設の耐震化の対応状況が、以下の区分に該当すること。

区 分	加算割合
全ての学校施設の耐震化が完了	4%
耐震化未対応の建物を当該学校ホームページで公表	1%

イ 収容定員に対する在籍生徒数の割合（以下「定員充足率」という。）が、  
90%以上100%以下であること。ただし、下記ウ、エの加算割合の適用を  
いずれも受けていること。

定員充足率	加算割合
90%以上100%以下	4%

ウ 一学級当たりの生徒数が全学級40人以下であること。

一学級当たりの生徒数	加算割合
全学級40人以下	2%

エ 専任教師の割合が100%以上であること。

専任教員の割合	加算割合
100%以上	1%

オ いじめ防止対策に取り組んでいること。

いじめ防止対策	加算割合
教育環境充実加算の適用基準に定める取組を実施	0.5%

カ ハラスメント防止対策に取り組んでいること。

ハラスメント防止対策	加算割合
教育環境充実加算の適用基準に定める取組を実施	0.5%

## 2 減額措置

小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（前期課程又は後期課程）全日制課程において、定員充足率が著しく高い場合、又は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）全日制課程において、定員充足率が著しく低い場合（当該年度の第1学年の収容定員が160人以下の学校を除く。）、補助金から下表の減額率を補助金に乗じて得た額を減額する。

定員充足率	50%以下	50%超 ～80%未満	110%以上 ～115%未満	115%以上 ～120%未満	120%以上 ～125%未満	125%以上 ～130%未満	130%以上 ～135%未満
減 額 率	100%	5%	5%	10%	15%	20%	25%

定員充足率	135%以上 ～140%未満	140%以上 ～145%未満	145%以上 ～150%未満	150%以上 ～155%未満	155%以上 ～160%未満	160%以上
減 額 率	30%	35%	40%	45%	50%	100%

ただし、定員充足率が前年度から連続して110%を超過している場合は、上表の減額率に調整係数（2年連続の場合は1.1、3年連続の場合は1.2、以後、毎年度0.1を加算）を乗じた率とする。

## 第2節 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）通信制課程

### 1 補助金

補助金額は、基準単価に定員内実員数を乗じて算定する。

### 2 基準単価

基準単価は、経常費補助金の国庫補助金額及び地方交付税の当該年度基準単価の合計額とする。

## 第4章 その他

交付要綱第2条の補助金の交付を受ける学校法人が留意すべき知事が定める留意事項は次のとおりとする。

### 1 人件費支出

(1) 人件費の補助対象となった教職員の雇用に関する発令簿、出勤簿、源泉徴収票及び私立学校教職員共済組合に対する当該年度標準給与基礎届出書等を整備し、当該学校の教職員であることを明らかにしておくとともに、補助金の充当内訳を作成しておくこと。

(2) 本俸及び諸手当の支給基準を明らかにしておくこと。（給与規程の整備）

### 2 人件費支出以外の補助対象となった支出

#### (1) 修繕費関係支出

ア 修繕については、修繕を行う前と後の写真を整備すること。

イ 証拠書類を必ず徴しておくこと。（見積書、入札関係書類、契約書又は請書、請求書、領収書又は口座振込金受取書等）

#### (2) 設備関係支出（機器備品、図書）

ア 品名・品質・形状・規格等を証拠書類に明記するとともに、発注したときの力

タログ等を必ず整備すること。

イ 補助対象物品には、次の表示をすること。

年度
県

ウ 証拠書類を必ず徴しておくこと。(見積書、入札関係書類、契約書又は請書、納品書、検収調書、請求書、領収書又は口座振込金受取書等)

(3) 旅費交通費

ア 旅費の支給については、旅費規程等により支出した根拠を明らかにしておくこと。(旅費規程の整備)

イ 出張命令、旅費の請求及び受領、復命書を整備し、出張内容等を明らかにしておくこと。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から適用する。

2 経過措置として、次により補助金額の調整を行う。

(1) 経過措置期間

経過措置の適用は、平成20年度から平成23年度までの4年間とする。

(2) 算定基準

経過措置期間における補助金は、第3章第1節1の規定にかかわらず、平成19年度の学校法人等運営費補助金(一般分)の補助金額を基準として、平成20年度は97.5%、平成21年度は95%、平成22年度は90%、平成23年度は85%を下限とする。

3 第3章第1節2の規定は、平成21年度の補助金から適用し、平成20年度の補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月17日改正)

この要領は、平成21年度補助金から適用する。なお、経過措置については従前の例による。

附 則(平成23年3月3日改正)

この要領は、平成23年度補助金から適用する。なお、経過措置については従前の例による。

附 則(平成24年3月19日改正)

この要領は、平成24年度補助金から適用する。

附 則(平成24年11月21日改正)

この要領は、平成24年度補助金から適用する。

附 則(平成26年3月24日改正)

この要領は、平成26年度補助金から適用する。

附 則（令和2年3月12日改正）

この要領は、令和2年度補助金から適用する。

附 則（令和3年4月1日改正）

この要領は、令和3年度補助金から適用する。

附 則（令和5年4月19日改正）

この要領は、令和5年度補助金から適用する。